



石国保第782号
平成30年12月20日

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 内田 博 様

石狩市長 田岡 克



石狩市国民健康保険税の改定について（諮問）

国民健康保険制度は、将来に向けて持続可能な制度とするため、本年度より北海道と市町村との共同運営が開始されました。

新たな制度では、国民健康保険税等を財源とする「国保事業費納付金」を北海道へ納付することになりますが、今般、国から示された仮係数に基づき、北海道が試算した本市の平成31年度納付金の概算額は、現行の保険税率による保険税収納額では賄えないことが想定され、現行の保険税率を維持しながら運営を続けることは極めて困難な状況にあります。

また、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成30年4月1日に施行され、課税限度額が改定されていることから、国民健康保険税の改定について、石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 石狩市国民健康保険税率及び課税限度額の改定について



平成31年1月28日

石狩市長 田岡克介 様

石狩市国民健康保険運営協議会
会長 内田 博



石狩市国民健康保険税の改定について（答申）

平成30年12月20日付け、石国保第782号にて諮問を受けた標記の件について、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 石狩市国民健康保険税率及び課税限度額の改定について

本年度から国民健康保険制度が改められ、北海道国民健康保険となったことに伴い、市の保険税を主な財源として国保事業費納付金を北海道へ納める仕組みに変更された。市が行う国民健康保険は、『北海道国民健康保険運営方針』に基づく運営が求められることや被保険者の所得・世帯構成などの国民健康保険の現状のほか、これまでの財政状況等を踏まえ、国民健康保険税の改定について審議を行った。

その結果、高齢者に係る医療費は、国民健康保険と他の健康保険者間の財政調整により、支えあう仕組みが構築されており、高齢化等に伴う一人当たり医療費の増加は、国民健康保険被保険者の負担増に留まるものではなく、他の医療保険者でも同様に負担の増加になっていることなど、医療費負担の公平性の確保に加えて、将来にわたって健全な国民健康保険の運営を持続するためには、保険税の改定は必要と判断した。

しかし、平成31年度の国保税の改定にあたっては、見込まれる収入不足額を全て税率改定により賄うことは、低所得者層が多く加入する国保の構造から、被保険者に大きな負担増となることが懸念されるため、一定の負担緩和策を講じた改定が必要と考えるものであり、別表に記載の改定案は、負担緩和策を講じた内容となっていることから、妥当であるとの結論に至った。

また、課税限度額の改定案については、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性確保を目的としたものであるとともに、被用者保険の仕組みとの均衡を考慮したものであり、国による医療保険制度改革の主旨や本市国民健康保険の運営状況からみて、妥当であるとの結論に至った。

【別 表】

		現行税率	改定案
基礎課税分	所得割	8.33%	8.63%
	均等割	21,100円	23,200円
	平等割	30,800円	33,700円
後期高齢者支援金分	所得割	2.16%	
	均等割	5,900円	6,000円
	平等割	8,300円	8,400円
介護分	所得割	2.03%	
	均等割	7,300円	7,500円
	平等割	6,900円	7,100円

【附帯事項】

市は、保険者として国民健康保険事業の安定的な運営を図るべく、下記内容について最大限取り組まれるよう要望する。

- (1) 保険税の収納率向上のための取組みや、適切な滞納処分の実施に努めること。
- (2) ジェネリック医薬品の普及啓発やレセプト点検業務などを継続実施し、医療費の適正化に努めること。
- (3) 石狩市国民健康保険データヘルス計画に基づいた効果的な保健事業や、健康づくり事業の実施により、被保険者の健康の保持増進を図り医療費の抑制に努めること。